

## 不審な宅配物にご注意！

昨今の新型コロナウイルス感染症の流行により、インターネット等を利用した通信販売の利用が増えているようですが、それに便乗した宅配による詐欺も多数出ています。

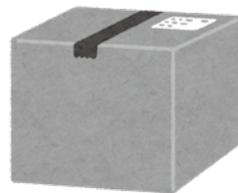
今回は、実際に起こった内容を紹介しますので、参考にして十分ご注意ください。

### 例1 家族からの注文を装った送りつけ商法

知らない業者から「注文した商品が入荷したので送ります」という電話が掛かって来た。注文した覚えがないと伝えたが「こちらは、注文を貰ったので住所、氏名がわかっている。もしかしてご家族が注文したのでは」と言われた。家族に確認しても頼んでいないと言うので「誰も頼んでいないので、購入しません」と業者へ電話したが、後日商品と請求書が送られて来たので対処に困っている。

### 例2 協力謝礼をエサにした商品送りつけ商法

協力したら謝礼がもらえるアンケートが届いたので郵送回答した。後日業者より「商品購入の申し込みに該当する箇所にチェックがあったため、売買契約が締結した」という内容の手紙が届き、翌日高額な商品が代金引換で送られて来た。



### 例3 海外からの謎の郵便物

先日、海外から荷物が送られて来た。自分も家族も注文した覚えはないが、開封して見たところ、あるブランドものにそっくりのアクセサリが入っていた。今のところ、請求は来ていないし、伝票に海外の住所らしきものを書いてあるが、送り返すのも怖いので取り扱いに困っている。

- ・注文していないのに送りつけられた商品は、受け取りを拒否してください。特に代金引換の場合、支払ってしまうと返金交渉は非常に困難です。申込者が不明な場合は一旦「受取保留」にし、家族に確認してみましょう（国内のネット通販利用やカタログで注文した商品でも、海外から配送されて届くことがありますのでご確認ください）。
- ・届いた品物がブランド品の偽物と疑われる場合、海外に送り返すと関税法違反になることがあるので注意が必要です。
- ・受け取ってしまった場合でも今年7月の法改正ですぐに処分することができるようになりました。もし、処分した後に業者から返品や代金支払いを伝えられても応じる必要はありません。
- ・困ったときは最寄りの駐在所、警察相談専用ダイヤル「# 9110」、消費者ホットライン「☎ 188」、道立消費生活センター（☎ 050-7505-0999）まで連絡を！

## ● 不在通知を装った通知にも注意を！

宅配便業者や大手通販サイトを装った「不在通知」がスマホのSMSに送られているとの情報が入っています。送られて来たSMSには偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、不正なアプリのインストールを求められるそうです。絶対にアクセスしないようにしましょう！

不審者や不審車両を見かけたら

警察署・最寄りの駐在または役場総務課までご連絡を！

苫小牧警察署 ☎ 0144 ㊟ 0110 追分駐在所 ☎ ㊟ 2003

安平駐在所 ☎ ㊟ 2339 早来駐在所 ☎ ㊟ 2030

遠浅駐在所 ☎ ㊟ 2211 役場総務課 ☎ ㊟ 2511